○農林水産省告示第二千百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字振草字上粟代大稲目三八の二、大字足込字節沢一の二、二、豊根村古真立字白ノ沢二二の一、二二の四、字間袋五の一、六の一、富山字大沼四三の三、四三の一六、四三の三八、三沢字カニヤクチ一（次の図に示す部分に限る。）、二、三、上黒川字伊香二四（次の図に示す部分に限る。）、設楽町東納庫字竹屋敷五、六、一四、一五の一、二〇、字石原瀬八、九、西納庫字石原一の一四七、一の二〇七から一の二〇九まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字諸畑一八の一、一九の一、清崎字切石一の四、一の五、字釜渕三の四、九の三、字西山五、田内字近久保二四、二五、二八、三〇、三二、三四、字西浦一の三、一の六、津具字柿平一四の一九、一四の二五、字南大桑一〇（次の図に示す部分に限る。）、東栄町大字振草字古戸向イ二二の一、二九、三五、字上粟代大野平二の二、字上粟代涛々山一三、一四、字下粟代丸山九、一八、字下粟代大平三、大字御園字真地一二七の四、大字西薗目字元平五七、五八、大字三輪字横引三二、三六の一、豊根村富山字鹿塩四の三（国有林）、四の一、一五の一、字大平五、字松船五、六、字廣川原七、字雲母石四三の一（次の図に示す部分に限る。）、古真立字友内三の一（次の図に示す部分に限る。）、坂宇場字芋久保二一の九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字諸畑一八の一、一九の一、字切石一の四、一の五、字下粟代大平三

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　新潟県岩船郡関川村大字下関一一四二の八、一一四四の一、一一六〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市・高梁市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字上中村五七の一三、五七の三六から五七の四五まで、六一の八、字御所平七〇の三〇（次の図に示す部分に限る。）、七〇の四七、上黒川字間当三〇の二（次の図に示す部分に限る。）、設楽町川合字向貝津五三、五三の一、東栄町大字月字棚沢六の二、大字御園字小岩岳二一の一、二一の三、二一の二・二一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。